

伏見区選挙管理委員会告示第15号

昭和27年9月1日伏見区選挙管理委員会告示第7号（公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区）の一部を次のとおり改正します。

平成30年3月7日

伏見区選挙管理委員会

委員長 山口英次

第42投票区の項中「醍醐勝口町」の右に「，醍醐陀羅谷，醍醐一ノ切町，醍醐二ノ切町，醍醐三ノ切」を加える。

第49投票区の項，第50投票区の項及び第51投票区の項を次のとおり改める。

|        |  |
|--------|--|
| 第49投票区 | 久我西出町の一部（14番地の区域を除く。），羽束師菱川町の一部（420番地～441番地，481番地～512番地，555番地～609番地，778番地及び783番地～785番地の区域） |
| 第50投票区 | 久我石原町，久我本町，久我御旅町   |

(伏見区選挙管理委員会事務局)